

主要法令別送致件数 廃棄物処理法は3位

警察庁犯罪統計資料

警察庁は今年1月～10月分の犯罪統計資料を取りまとめ、公表した。それによると、特別法犯主要法令別送致件数では廃棄物処理法が覚せい剤取締法、軽犯罪法に次いで3番目の多さとなっている。廃棄物処理法はこれまで数度にわたり改正が行われ規制強化されてきたが、依然として大きな効果は表れていないという結果となった。ただ、

これまでの規制強化は許可業者に対する措置が多く、処理業界からは「処理違反の行爲を行っているのは無許可業者や排出事業者が大半。実態を正しく認識した上での対応が必要」との声も出ている。

1～10月の廃棄物処理法による送致件数は5530件。覚せい剤取締法1万3496件、軽犯罪法1万3099件に次ぐ多さで、銃刀法4897件、青少年保護育成条例2624件などを上回っている。前年同期も5520件とほぼ同水準となっており、数年来の規制強化や取り締まり強化の効果は見られない。許可業者への規制強化は進んできたが、無許可業者や排出事業者に対する規制や取り締まりの不十分さが関係者からは問題視されている。